

問合せ
福祉医療課（担当者：早川 英孝、太田 昌男）
（内線）2-3750,3751（直通）0565-34-6743

Press Release

子ども医療費助成の対象者の拡大について

豊田市では、現在、中学生までを対象に、保険診療分の自己負担額を助成する子ども医療費助成を行っています。

当市で暮らしている若者たちが、将来、希望する道に進んでいけるよう、「若者への投資はミライへの投資」との考えで、当市としてさらなる支援をしていく必要があります。

については、支援策の一つとして、入院することになったとしても、多額な出費が、生活や学業の支障とならないよう、令和2年度から、高校生、大学生等に対して、入院にかかる医療費の助成を行います。

- 開始時期
令和2年4月1日以後の入院分を対象
- 対象者
〔高校生等〕
豊田市に居住し、住民基本台帳に記録された者であり、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者（15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者は、現行の子ども医療費助成の対象）

〔大学生等〕
豊田市に居住し、住民基本台帳に記録された者であり、24歳に達した日以後の最初の3月31日までの者で、次のどちらの要件にも該当する者
・大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校等に在学中の者（大学院生は除く）
・税法上の被扶養者
- 助成対象の医療
受給資格者の疾病又は負傷に係る入院医療における医療保険の自己負担額
- 助成の方法
医療機関の窓口で一旦、医療費をお支払いいただいた後に、受給者から市への申請に基づく償還払いによる。

以上（添付資料：無 写真データ：無）